

函館工業高等専門学校「社会基盤工学」教育プログラム履修規程

平成 30 年 3 月 12 日

函高専達第 80 号

(目的)

第 1 条 この規程は、函館工業高等専門学校専攻科の教育課程等に関する規程(平成 16 年 2 月 9 日制定。以下「専攻科教育課程等規程」という。)第 14 条第 2 項の規定に基づき、「社会基盤工学」教育プログラム(以下「教育プログラム」という。)の履修及び修了について必要な事項を定める。

(学習・教育到達目標)

第 2 条 教育プログラムは、別表に掲げる学習・教育到達目標を設定する。

(教育プログラムの科目)

第 3 条 教育プログラムの科目は、本校本科在籍時の函館工業高等専門学校教育課程等に関する規程(平成 30 年 3 月 1 日制定。)別表第 1 及び別表第 2 社会基盤工学科教育課程表に掲げる科目のうち第 4 学年及び第 5 学年(以下「本科」という。)に配当された科目並びに専攻科教育課程等規程別表第 1 社会基盤工学専攻教育課程表に掲げる科目とする。

(履修対象期間)

第 4 条 教育プログラムの履修対象期間は、本科から専攻科第 2 学年までの 4 年間とする。

(履修対象者)

第 5 条 教育プログラムの履修対象者は、高等専門学校(これと同等と認められる高等教育機関を含む。)を卒業し、かつ、専攻科に入学した者のうち、現に社会基盤工学専攻に在籍しているものとする。

(単位の認定)

第 6 条 教育プログラムの学習・教育到達目標を考慮して、各科目に定められた到達目標に達していると認めた場合に、60 点以上の評価を与え、その科目の単位を認定する。

(専攻科入学前の学習履歴の確認方法)

第 7 条 専攻科入学前の学習履歴の確認は、専攻科入学手続き時に提出する専攻科入学前の成績証明書及びシラバス等に基づき、専攻科委員会が行う。

2 本校以外の教育機関で修得した単位については、専攻科委員会が次の各号の基準に基づいて審査し、校長が教育プログラムにおける授業科目の履修とみなし、単位の修得を認

定することができる。認定した科目は、専攻科教育課程等規程別表第3「学習・教育到達目標の達成度の評価方法と基準」に記載の授業科目に読み替える。

- 一 科目の内容が高等教育機関の教育レベルであること。
- 二 科目の内容が教育プログラムの内容に合致していること。

第8条 専攻科在学中に大学並びにその他の教育機関で修得した単位については、教育プログラムの単位として認定することができる。

2 前項の規定により修得した単位については、専攻科委員会が次の各号の基準に基づいて審査し、校長が教育プログラムにおける授業科目の履修とみなし、単位の修得を認定することができる。認定した科目は、専攻科教育課程等規程別表第3に記載の授業科目に読み替える。

- 一 科目の内容が高等教育機関の教育レベルであること。
- 二 科目の内容が教育プログラムの内容に合致していること。

(修了要件と修了証書の授与)

第9条 校長は、履修対象者のうち次の各号に掲げる要件を満たした者を教育プログラムの修了者とし、修了証書を授与する。

- 一 専攻科において、「専攻科教育課程等規程」第13条第2項の要件を満たしている者
- 二 教育プログラムにおいて、124単位以上を修得した者
- 三 学位（学士）を取得した者

2 教育プログラムの修了の認定は、専攻科委員会の議を経て校長が行う。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年2月22日函高専達第23号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年6月15日函高専達第3号)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日の前日において、専攻科に在籍する者に係る修了に必要な要件は、改正後の規程第9条第1項の規程にかかわらず、第9条第1項の第一号から第二号を満たすものとする。

別表

A	創造力と実行力を持った技術者 (A-1) 自ら仕事を計画して継続的に実行し、まとめ上げることができる。 (A-2) チームの一員としての役割と責任を理解して自主的に行動できる。 (A-3) ものづくりのための創意工夫をすることができる。
B	専門技術に関する基礎知識を持った技術者 (B-1) 数学及び物理などの自然科学の基礎知識を持ち、専門科目に応用できる。 (B-2) 土木工学の基礎知識（構造系、水・環境系、地盤・防災・施工系、計画・マネジメント系）とともに、地域（地域系）やデザイン（デザイン系）に関する基礎知識を持っている。 (B-3) 実験、演習を通して土木工学に関する実践的な基礎技術を身につけている。
C	情報技術を活用できる技術者 (C-1) 情報の収集、データの整理や分析などに、コンピュータなどの情報技術を用いることができる。 (C-2) 設計や製図、解析などに情報技術を活用できる。
D	社会の歴史や文化、技術者倫理を理解して行動できる技術者 (D-1) 国際社会の多様な歴史的背景や文化的価値観を理解できる。 (D-2) 科学技術が人間や社会、自然環境および未来の世代に与える影響を理解できる。 (D-3) 技術者としての社会に対する役割と責任について説明できる。
E	多面的なコミュニケーション能力を持った技術者 (E-1) 技術的課題について自分の考えをまとめ、他者と討論できる。 (E-2) 技術的成果を正確な日本語を用いて論理的な文書にまとめることができる。 (E-3) 技術的成果を的確にプレゼンテーションすることができる。 (E-4) 国際的なコミュニケーションを行うための基礎的な英語理解力及び表現力を持っている。
F	問題解決のためのデザイン能力を持った技術者 (F-1) 問題解決に向けて必要となる種々の基礎知識を活用し、制約条件を考慮して実現可能な方針を立案できる。 (F-2) 問題解決のために複数の解決方法を考案し、それらを評価してその中から最適な解決策を提案できる。